

司 会 教育長	<1. はじめに> 平郡教育長挨拶
委員長	<2. 協議事項> (1) パブリック・コメント等を踏まえた「播磨町人権尊重のまちづくり条例(案)」について
委 員	第4条「不当な差別的取扱い」とあるが、何を指すのかが抽象的でわかりにくいのではないかと。
事務局	条例はある程度抽象的な表記になっている。規則でより細かい内容を整備する。令和7年度に策定する推進計画に、より具体的な内容が盛り込まれる予定であり、具体的な事案に対しての解決法等を記載する。
委員長	「不当な差別的取扱い」の定義は第2条第6号にも記載されているので参考にしてもらえれば。
委 員	1点目、附則は一番最後にしなくてもいいのか。 2点目、第6条以降に「人権尊重のまちづくりに関する施策」という文言が頻繁に出てくるように、よく出てくる長い文言は簡略化して記載することはできないのか。 3点目、第12条の前にもカッコ書きで条の説明書きがあった方がよりわかりやすいのではないかと。
事務局	1点目の質問について、附則はこの条例も一番最後に載せている。条文の1ページ目に書いてある附則は、目次の中の附則である。わかりにくいので、目次の最後と前文の間を1行あけるなど検討する。他の章に関しても同様に改行を検討したい。 2点目の質問、第6条以降に「人権尊重のまちづくりに関する施策」が何度も出てくることに関しては、法制に確認し、「(以下「施策」という。)」などと簡略化できないか検討したい。 3点目の質問についても、持ち帰り検討させていただく。
委員長	第19条も、条の前に見出しがないので同じように検討していただきたい。
委 員	第12条第2項「(以下「相談」という。)」は削除してはどうか。

事務局	削除する。
委員長	第2条「次の各号に掲げる用語の意義」とあるが、「意義」は見出しと同じ「定義」としなくていいのか。
事務局	法制に確認する。
委員長	第2条第2号「事業者 町内で事業活動を行う者」と、第3号「関係団体 町内の営利活動又は非営利活動を行う団体等」の区別がわかりにくい。
事務局	事務局の意見としては、「事業者 町内で事業活動を行う者」とは企業及び個人すべてを包括したものの名称である。「関係団体 町内の営利活動又は非営利活動を行う団体等」は、例えば播磨町人権・同和教育研究協議会の企業部会に加盟している企業等を指す。そういう意味では第2号及び第3号の両方に属する事業者もある。
委員長	第2条第3号「人権に係る」は「協議会」だけではなく「町内の営利活動又は非営利活動を行う団体等」にもかかっているという解釈よいか。
事務局	お見込みのとおり
委員長	「人権に係る協議会」は町内に限るのかどうか。
事務局	「人権に係る協議会」は播磨町人権・同和教育研究協議会を想定している。その為、「町内の人権に係る協議会、営利活動又は非営利活動を行う団体等」への変更を検討する。
委員長	第9条第2項は、第1項を受けたその方法論を記載したものなのかどうか。また、第2項自体が必要であるのかも疑問である。第2項は「発達段階に応じて」とあり、学校教育を想定されているのか。以前も発言したことがあるが「発達段階」というのは誤解を生みやすい言葉でもある為、第2項を記載するにしても「町は、町民等が学校教育等を通じて、その発達段階に応じて人権についての理解を深める～」とするなど、文言の熟考が必要と思われる。
事務局	第9条第2項に関しては、「人権教育及び人権啓発を行う」と記載し

事務局	<p>ており、「人権教育」は学校園で、「人権啓発」は広く一般住民に対して行われるものである。文言が分かりにくいようであるなら「学校教育等を通じて」と付け加えるのも一つの方法だと思われる。この部分については必ず推進計画の中で詳しく記載することになる。持ち帰り検討させていただきたい。</p>
委員	<p>第1項では教育活動を、第2項では年齢層に応じた形での広報や啓発活動を行うことを趣旨に作成している。人権教育と人権啓発という文言が第1項にも第2項にも入っており、曖昧な表現になってしまっている。再考した方がいいと思われる。</p> <p>あらゆる機会を活用して広報や啓発をするということに関連して、多様な人々に対する配慮も大事にしてほしい。外国人や障がい者などにもわかりやすい資料があり、テキストファイルや翻訳版が入手できたりなど考えてほしい。</p>
委員長	<p>言われているように第2項には「多様な機会」だけでなく「方法や手段」を盛り込むのも大事。</p> <p>第12条「不当な差別的取扱いを受けた者、その家族その他の者」の「その他の者」とは誰を指すのか。</p>
事務局	<p>「その他の者」は関係する第三者である。</p>
委員長	<p>「不当な差別的取扱いを受けた者及びその家族その他の者」とするのはどうか。また、別の箇所では「その他の関係者」という記載もみられるので、文言の統一もお願いしたい。</p> <p>他にも第12条第4項「向上させるために必要な」は「向上に必要な」の方が良い。</p> <p>第19条第1項「発生したと認める場合において、必要があると認めるときは」は「発生したと認める場合に、必要があると認めるときは」の方が良い。</p> <p>第20条第3号「前章」は「前3章」にしなくていいのか。</p>
事務局	<p>法制に確認し、検討する。</p>
委員長	<p>第3条の文章は並列が続き、組み立てが分かりにくい。例えば「不当な差別の解消に取り組むことにより、互いの人権を尊重し合うことを目指して実施されなければならない。」としてはどうか。</p>

事務局	<p>第3条の基本理念は、「多様性を認め合い」「不当な差別を解消し」「互いの人権を尊重し合うこと」の3本柱で、どれも欠かせないものである。また、考えの柱とするという意味でも「目指して」では意味合いが弱く、「旨として」の方が望ましいと思われる。基本的にはこのままで、表現については法制に確認する。</p>
司 会	<p>(2) その他 町長の答申・今後のスケジュールについて事務局説明</p> <p>&lt;3. 連絡事項&gt; 第7回検討委員会 令和7年1月28日(火) 10時より 役場第1庁舎3階会議室</p>
部 長	<p>&lt;4. 終わりに&gt; 播磨町教育委員会事務局部長挨拶</p>